



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.26

こんにちは。地域おこし協力隊の南畝です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の秋間梅林開花祭は各種イベントが中止になってしまいました。非常に残念でしたが、各店舗で新商品の開発を行うなど、秋間梅林の農家さんはお客さんに最大限のおもてなしをしていました。

私は来年の開花祭時期には地域おこし協力隊を卒業していますが、秋間梅林のお手伝いは今後も続けていきたいと思っています。

少し気が早いですが、2021年の開花祭を皆さん楽しみにしててください。

さて、今年も梅の収穫が始まりました。暑い夏を乗り切るため、梅シロップを漬けてみようと思います。

まだまだ不安が漂う世の中ですが、皆で力を合わせて乗り越えましょう。



国民年金からのお知らせ

保険料免除などの申請は、原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります(納付猶予は50歳未満の人が対象)。

免除や納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主(納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができません。ただし、一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または納付猶予の承認を受けており継続を希望しなかった人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れます。引き続き免除などを希望する場合には令和2年度は7月1日(水)より申請受付が開始となりますので、忘れずに**困国保年金課**または

困住民福祉課で申請の手続きをしてください。

特別支給の老齢厚生年金を受けている人は65歳で届け出が必要です

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けられることとなります。

手続きに必要な書類「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(はがき様式)は、65歳になる誕生月の初め頃(1日生まれの場合は前月の初め頃)に日本年金機構から郵送されますので、この書類に必要な事項を記入し、誕生月の末日(1日生まれの場合は前月の末日)までに日本年金機構へ提出してください。

手続きが完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらためて発行されませんので、これまでの年金証書を引き続き保管してください。

詳しくは、年金請求書に同封されるリーフレットをご参照ください。

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者など)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めること

ができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入を希望する人は**困国保年金課**または**困住民福祉課**へお申し出ください。

問合せ

高崎年金事務所
(☎027-322-4299)

※「zoom up」と「生涯学習だより」、「ガイド(安中市文化センター/松井田文化会館)」は、休載します。ご了承ください。